

(保 232)

令和2年1月28日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて (その13)

令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」)の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和元年10月21日付(保153)F「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところですが、令和2年2月以降の取扱いについて示されましたのでご連絡申し上げます。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料1の別紙1、別紙2のとおり更新されました。

なお、対象となる保険者の減少や保険者によって猶予対象となる災害が異なることがありますので、十分ご確認のうえお取扱いいただきますようお願いいたします。

また、当該取扱いの期間につきまして、令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護とされていたものが、令和2年3月末まで延長されることとなりました。

当該取扱いの周知に当たっては、添付資料2の被災地域ごとのリーフレット(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)が更新されておりますので、適宜ご活用ください。

つきましては貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その13)
(令2.1.24 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課)
2. 令和元年台風第19号の被災者の皆様へ
(令2.1.24 リーフレット 厚生労働省)

事務連絡
令和2年1月24日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その13)

令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(令和元年11月28日付け事務連絡から、下線部、別紙1及び別紙2を更新)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第15号又は第19号等に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2) 令和元年台風第15号又は第19号等により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年3月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

別紙 1 (市町村国保・後期高齢者医療広域連合) (令和2年2月以降)

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	岩手県	大船渡市
2		陸前高田市
3		釜石市
4		大槌町
5	宮城県	気仙沼市
6		白石市
7		名取市
8		角田市
9		多賀城市
10		岩沼市
11		登米市
12		栗原市
13		大崎市
14		富谷市
15		蔵王町
16		七ヶ宿町
17		大河原町
18		村田町
19		川崎町
20		丸森町
21		亘理町
22		山元町
23		松島町
24		七ヶ浜町
25		利府町
26		大和町
27		大郷町
28		大衡村
29		色麻町
30		加美町
31		美里町

32		南三陸町
33	福島県	郡山市
34		白河市
35		須賀川市
36		喜多方市
37		南相馬市
38		本宮市
39		桑折町
40		国見町
41		大玉村
42		鏡石町
43		天栄村
44		下郷町
45		檜枝岐村
46		磐梯町
47		会津美里町
48		西郷村
49		泉崎村
50		中島村
51		矢吹町
52		棚倉町
53		鮫川村
54		石川町
55		玉川村
56		平田村
57		浅川町
58		古殿町
59		三春町
60		小野町
61		広野町
62		檜葉町
63		川内村
64		大熊町
65		双葉町
66		浪江町
67		葛尾村

68		飯舘村
69	茨城県	日立市
70		土浦市
71		古河市
72		石岡市
73		結城市
74		常陸太田市
75		高萩市
76		北茨城市
77		茨城町
78		常陸大宮市
79		大子町
80		守谷市
81		つくば市
82		ひたちなか市
83		坂東市
84		筑西市
85		かすみがうら市
86		桜川市
87		鉾田市
88	栃木県	宇都宮市
89		足利市
90		栃木市
91		佐野市
92		鹿沼市
93		日光市
94		大田原市
95		矢板市
96		那須塩原市
97		さくら市
98		塩谷町
99		那須町
100		那珂川町
101		那須烏山市
102		小山市
103		下野市

104		上三川町
105		茂木町
106		市貝町
107		壬生町
108	群馬県	前橋市
109		高崎市
110		桐生市
111		太田市
112		沼田市
113		館林市
114		渋川市
115		藤岡市
116		富岡市
117		安中市
118		榛東村
119		吉岡町
120		神流町
121		上野村
122		下仁田町
123		南牧村
124		甘楽町
125		中之条町
126		長野原町
127		嬭恋村
128		草津町
129		高山村
130		玉村町
131		千代田町
132		大泉町
133		邑楽町
134		みなかみ町
135		みどり市
136	東吾妻町	
137	埼玉県	さいたま市
138		川越市
139		熊谷市

140	川口市
141	行田市
142	秩父市
143	所沢市
144	飯能市
145	本庄市
146	東松山市
147	春日部市
148	狭山市
149	深谷市
150	越谷市
151	蕨市
152	戸田市
153	入間市
154	朝霞市
155	志木市
156	和光市
157	新座市
158	富士見市
159	坂戸市
160	鶴ヶ島市
161	日高市
162	ふじみ野市
163	三芳町
164	毛呂山町
165	越生町
166	滑川町
167	嵐山町
168	鳩山町
169	ときがわ町
170	横瀬町
171	皆野町
172	長瀨町
173	小鹿野町
174	東秩父村
175	美里町

176		神川町
177		上里町
178		寄居町
179	千葉県	千葉市
		中央区
		花見川区
		稲毛区
		若葉区
		緑区
180		銚子市
181		館山市
182		木更津市
183		茂原市
184		旭市
185		市原市
186		鴨川市
187		君津市
188		富津市
189		袖ヶ浦市
190		富里市
191		南房総市
192		匝瑳市
193		香取市
194	山武市	
195	大網白里市	
196	横芝光町	
197	大多喜町	
198	鋸南町	
199	東京都	大田区
200		北区
201		板橋区
202		練馬区
203		八王子市
204		立川市
205		昭島市
206		調布市

207		町田市
208		小金井市
209		日野市
210		福生市
211		狛江市
212		東大和市
213		武蔵村山市
214		多摩市
215		稲城市
216		羽村市
217		あきる野市
218		瑞穂町
219		日の出町
220		檜原村
221		奥多摩町
222	神奈川県	川崎市
223		相模原市
224		平塚市
225		小田原市
226		茅ヶ崎市
227		秦野市
228		厚木市
229		伊勢原市
230		海老名市
231		座間市
232		南足柄市
233		寒川町
234		大井町
235		松田町
236		山北町
237		箱根町
238		湯河原町
239		愛川町
240		清川村
241		山梨県
242	都留市	

243		蕪崎市	
244		北杜市	
245		笛吹市	
246		上野原市	
247		甲州市	
248		市川三郷町	
249		身延町	
250		南部町	
251		鳴沢村	
252		富士河口湖町	
253		小菅村	
254		丹波山村	
255		長野県	長野市
256			松本市
257	上田市		
258	岡谷市		
259	諏訪市		
260	小諸市		
261	伊那市		
262	中野市		
263	飯山市		
264	茅野市		
265	塩尻市		
266	佐久市		
267	千曲市		
268	東御市		
269	安曇野市		
270	小海町		
271	川上村		
272	南相木村		
273	北相木村		
274	佐久穂町		
275	軽井沢町		
276	御代田町		
277	立科町		
278	青木村		

279		長和町
280		富士見町
281		原村
282		辰野町
283		宮田村
284		麻績村
285		生坂村
286		坂城町
287		小布施町
288		高山村
289		山ノ内町
290		飯綱町
291		静岡県
292	函南町	

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	宮城県後期高齢者医療広域連合
2	栃木県後期高齢者医療広域連合
3	群馬県後期高齢者医療広域連合
4	千葉県後期高齢者医療広域連合
5	埼玉県後期高齢者医療広域連合
6	東京都後期高齢者医療広域連合
7	神奈川県後期高齢者医療広域連合
8	新潟県後期高齢者医療広域連合
9	山梨県後期高齢者医療広域連合
10	長野県後期高齢者医療広域連合
11	静岡県後期高齢者医療広域連合

別紙 2（被用者保険・国保組合）（令和 2 年 2 月以降）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

各々の健康保険組合について、「対象災害欄」において「○」を付した災害に関して一部負担金等の猶予を行うと回答

	健保組合名	所在地	対象災害		
			台風 15 号	台風 19 号	10 月 25 日 大雨
1	A D E K A 健康保険組合	東京都	○	○	○
2	A N A ウイングス健康保険組合	東京都	○	○	○
3	GWA 健康保険組合	東京都	○	○	○
4	I H G ・ A N A ホテルズ健康保険組合	東京都	○	○	○
5	K Y B 健康保険組合	岐阜県	○	○	○
6	L I X I L 健康保険組合	東京都	○	-	-
7	M B K 連合健康保険組合	東京都	○	-	-
8	N I P P O 健康保険組合	東京都	○	○	○
9	N O K 健康保険組合	東京都	-	○	-
10	S C S K 健康保険組合	東京都	○	○	-
11	S M B C 日興証券グループ健康保険組合	東京都	○	○	○
12	T C S グループ健康保険組合	東京都	-	○	-
13	T M G 健康保険組合	埼玉県	-	-	○
14	Y K K 健康保険組合	富山県	-	○	-
15	アイシン健康保険組合	愛知県	○	○	-
16	愛知県情報サービス産業健康保険組合	愛知県	○	○	○
17	愛知県信用金庫健康保険組合	愛知県	○	○	○
18	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県	○	○	○
19	愛知製鋼健康保険組合	愛知県	○	○	○
20	愛鉄連健康保険組合	愛知県	○	○	○
21	青山商事健康保険組合	広島県	-	○	-

22	アコム健康保険組合	東京都	○	○	○
23	旭化成健康保険組合	宮崎県	-	○	-
24	アサヒグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
25	朝日生命健康保険組合	東京都	○	○	○
26	アプラス健康保険組合	東京都	○	-	○
27	アルプス電気健康保険組合	東京都	-	○	-
28	イオン健康保険組合	千葉県	-	○	-
29	池田泉州銀行健康保険組合	大阪府	○	○	○
30	石川県自動車販売店健康保険組合	石川県	-	○	-
31	石塚硝子健康保険組合	愛知県	○	○	○
32	井関農機健康保険組合	愛媛県	○	-	-
33	伊藤忠連合健康保険組合	東京都	○	○	○
34	イノアック健康保険組合	愛知県	○	○	○
35	イビデン健康保険組合	岐阜県	○	○	○
36	イマジカ健康保険組合	東京都	○	○	○
37	井門エンタープライズ健康保険組合	東京都	○	○	○
38	ウラベ健康保険組合	広島県	○	○	○
39	永大産業健康保険組合	大阪府	○	○	○
40	エクセディ健康保険組合	大阪府	○	○	○
41	エヌ・ティ・ティ健康保険組合	東京都	-	○	-
42	荏原健康保険組合	東京都	○	○	○
43	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県	○	○	○
44	王子製紙健康保険組合	東京都	-	○	-
45	大阪織物商健康保険組合	大阪府	○	○	○
46	大阪金属問屋健康保険組合	大阪府	○	○	○
47	大阪工作機械健康保険組合	大阪府	○	○	○
48	大阪港湾健康保険組合	大阪府	○	○	○
49	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
50	大阪紙商健康保険組合	大阪府	-	○	-
51	大阪自転車健康保険組合	大阪府	○	○	○
52	大阪自動車販売店健康保険組合	大阪府	-	○	-
53	大阪食糧連合健康保険組合	大阪府	○	○	○
54	大阪ニット健康保険組合	大阪府	○	○	○
55	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府	-	○	-

56	大阪府建築健康保険組合	大阪府	○	○	○
57	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府	○	○	○
58	大阪府石油健康保険組合	大阪府	○	○	○
59	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
60	大阪線材製品健康保険組合	大阪府	○	○	○
61	大阪薬業健康保険組合	大阪府	-	○	-
62	大阪読売健康保険組合	大阪府	-	○	-
63	大沢健康保険組合	東京都	-	○	-
64	大塚商会健康保険組合	東京都	○	○	○
65	オリジン健康保険組合	埼玉県	○	○	○
66	オリンパス健康保険組合	東京都	-	○	-
67	花王健康保険組合	東京都	○	○	○
68	科研製薬健康保険組合	東京都	-	○	-
69	神奈川運輸業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
70	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
71	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県	-	○	-
72	神奈川県協同健康保険組合	神奈川県	○	○	○
73	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県	○	○	○
74	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
75	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県	○	○	○
76	神奈川県鉄紅葉健康保険組合	神奈川県	-	○	-
77	神奈川県電子電気機器健康保険組合	神奈川県	○	○	-
78	神奈川県電設健康保険組合	神奈川県	○	○	-
79	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
80	カネカ健康保険組合	大阪府	○	○	○
81	亀田総合病院健康保険組合	千葉県	○	○	-
82	川口工業健康保険組合	埼玉県	-	○	-
83	管工業健康保険組合	東京都	-	○	-
84	観光産業健康保険組合	東京都	○	○	○
85	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府	○	○	○
86	関西ペイント健康保険組合	大阪府	-	○	-
87	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都	○	○	○
88	関東信用組合連合健康保険組合	東京都	○	-	○
89	関東百貨店健康保険組合	東京都	○	-	○

90	関東めつき健康保険組合	東京都	-	○	-
91	北関東しんきん健康保険組合	群馬県	○	○	○
92	キタムラ健康保険組合	高知県	○	○	○
93	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県	○	○	○
94	キヤノン健康保険組合	東京都	-	○	-
95	京都銀行健康保険組合	京都府	○	○	○
96	京都信用金庫健康保険組合	京都府	○	○	○
97	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府	○	○	○
98	京都府農協健康保険組合	京都府	○	-	○
99	杏林健康保険組合	東京都	○	○	○
100	きらぼし銀行健康保険組合	東京都	○	○	○
101	近畿化粧品健康保険組合	大阪府	○	○	-
102	近畿電子産業健康保険組合	大阪府	-	○	-
103	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府	-	○	-
104	近畿日本ツーリスト健康保険組合	東京都	○	○	○
105	倉紡健康保険組合	岡山県	○	○	○
106	栗田健康保険組合	東京都	○	○	○
107	くろがね健康保険組合	大阪府	○	○	○
108	群馬銀行健康保険組合	群馬県	-	○	○
109	群馬県自動車販売健康保険組合	群馬県	○	○	○
110	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県	-	○	-
111	計機健康保険組合	東京都	○	○	○
112	経済産業関係法人健康保険組合	東京都	-	○	○
113	経済団体健康保険組合	東京都	○	○	○
114	原子力健康保険組合	茨城県	○	○	○
115	小糸健康保険組合	東京都	○	○	-
116	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県	-	○	-
117	公庫関係健康保険組合	東京都	○	○	○
118	甲信越しんきん健康保険組合	長野県	-	○	-
119	鴻池健康保険組合	大阪府	○	-	○
120	神戸機械金属健康保険組合	兵庫県	-	○	-
121	ゴールドウイン健康保険組合	富山県	○	○	○
122	コカ・コーラボトラーズジャパン 健康保険組合	愛知県	○	○	○

123	五洋建設健康保険組合	東京都	-	○	-
124	雇用支援機構健康保険組合	千葉県	-	○	-
125	コ ロ ナ健康保険組合	新潟県	-	○	-
126	サーラグループ健康保険組合	愛知県	○	○	○
127	さいしん健康保険組合	埼玉県	○	○	○
128	埼玉県建設業健康保険組合	埼玉県	-	○	○
129	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県	○	○	-
130	酒フーズ健康保険組合	東京都	○	○	-
131	佐藤工業健康保険組合	東京都	○	○	○
132	サニーピア健康保険組合	兵庫県	-	○	-
133	サノヤス健康保険組合	大阪府	○	○	○
134	山陰自動車業健康保険組合	島根県	○	○	○
135	産業機械健康保険組合	東京都	-	○	-
136	サンゲツ健康保険組合	愛知県	○	○	○
137	サンデン健康保険組合	群馬県	-	○	-
138	三陽商会健康保険組合	東京都	-	○	-
139	シーイーシー健康保険組合	東京都	○	○	○
140	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
141	J X T Gグループ健康保険組合	神奈川県	○	-	-
142	ジェイティ健康保険組合	東京都	○	○	○
143	ジェイテクト健康保険組合	大阪府	○	○	○
144	ジェーシービー健康保険組合	東京都	○	○	○
145	静岡県金属工業健康健康保険組合	静岡県	○	○	○
146	静岡県自動車整備健康保険組合	静岡県	○	○	○
147	静岡県自動車販売健康保険組合	静岡県	-	○	-
148	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県	-	○	-
149	静岡県西部機械工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
150	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県	○	○	○
151	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県	○	○	○
152	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県	○	○	○
153	静岡鉄道健康保険組合	静岡県	○	○	○
154	資生堂健康保険組合	東京都	○	○	○
155	自動車振興会健康保険組合	東京都	-	○	-
156	澁澤健康保険組合	東京都	○	○	○

157	シミックグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
158	シャープ健康保険組合	大阪府	-	○	-
159	社会保険支払基金健康保険組合	東京都	○	○	○
160	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都	○	○	○
161	松竹健康保険組合	東京都	-	○	○
162	昭和産業健康保険組合	東京都	○	○	○
163	新生銀行健康保険組合	東京都	○	○	○
164	新電元工業健康保険組合	埼玉県	○	○	○
165	スズキ健康保険組合	静岡県	-	○	-
166	住友共同電力健康保険組合	愛媛県	○	○	○
167	住友商事健康保険組合	大阪府	○	○	-
168	住友理工健康保険組合	愛知県	○	○	○
169	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県	-	○	-
170	製紙工業健康保険組合	静岡県	○	○	○
171	生長会健康保険組合	大阪府	○	○	○
172	西武健康保険組合	埼玉県	○	○	-
173	聖隷健康保険組合	静岡県	○	○	○
174	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県	○	○	○
175	石油製品販売健康保険組合	東京都	○	○	○
176	セコム健康保険組合	東京都	○	○	-
177	セブン&アイ・ホールディングス健康保険組合	東京都	-	○	-
178	セメント商工健康保険組合	東京都	○	○	-
179	ゼロ健康保険組合	神奈川県	○	○	○
180	センコー健康保険組合	宮崎県	-	○	-
181	全国印刷工業健康保険組合	東京都	○	-	-
182	全国硝子業健康保険組合	東京都	○	○	○
183	全国商品取引業健康保険組合	東京都	○	○	○
184	全国信用保証協会健康保険組合	東京都	-	○	-
185	全日本空輸健康保険組合	東京都	-	○	-
186	全労済健康保険組合	東京都	-	○	-
187	倉庫業健康保険組合	東京都	○	-	-
188	双日健康保険組合	東京都	○	○	○
189	象印マホービン健康保険組合	大阪府	○	○	○
190	測量地質健康保険組合	東京都	-	○	-

191	ソニー健康保険組合	東京都	○	○	○
192	第一三共グループ健康保険組合	東京都	-	○	-
193	ダイエー健康保険組合	東京都	○	○	○
194	大建工業健康保険組合	大阪府	○	○	○
195	大広健康保険組合	大阪府	○	○	○
196	大正製薬健康保険組合	東京都	-	○	-
197	ダイセル健康保険組合	大阪府	○	○	○
198	大同生命健康保険組合	大阪府	-	○	-
199	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県	○	○	○
200	大日精化健康保険組合	東京都	○	○	○
201	大日本印刷健康保険組合	東京都	-	○	-
202	大日本明治製糖健康保険組合	東京都	○	○	○
203	ダイハツ健康保険組合	大阪府	○	○	○
204	太陽生命健康保険組合	東京都	○	○	○
205	大和ハウス工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
206	宝グループ健康保険組合	京都府	○	○	○
207	タクマ健康保険組合	兵庫県	-	○	-
208	タムラ製作所健康保険組合	東京都	○	○	○
209	千葉県機械金属健康保険組合	千葉県	○	-	○
210	千葉県トラック健康保険組合	千葉県	-	○	-
211	千葉県農協健康保険組合	千葉県	○	○	-
212	中央ラジオ・テレビ健康保険組合	東京都	-	○	-
213	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県	○	○	○
214	中部電力健康保険組合	愛知県	○	○	○
215	駐留軍要員健康保険組合	東京都	-	○	-
216	通信機器産業健康保険組合	東京都	○	○	○
217	ツカモトグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
218	椿本チエイン健康保険組合	京都府	○	○	○
219	帝人グループ健康保険組合	愛媛県	○	○	○
220	デパート健康保険組合	東京都	○	○	-
221	電興健康保険組合	東京都	-	○	-
222	電子回路健康保険組合	東京都	○	○	○
223	電設工業健康保険組合	東京都	○	○	-
224	電線工業健康保険組合	大阪府	○	○	○

225	デンソー健康保険組合	愛知県	○	○	-
226	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県	○	○	○
227	東亜合成健康保険組合	東京都	○	○	○
228	東亜道路健康保険組合	東京都	-	○	○
229	東海地区石油業健康保険組合	愛知県	-	○	-
230	東海マツダ販売健康保険組合	愛知県	-	○	-
231	東京アパレル健康保険組合	東京都	-	○	-
232	東京医科大学健康保険組合	東京都	○	○	○
233	東京エレクトロン健康保険組合	東京都	-	○	-
234	東京応化工業健康保険組合	神奈川県	-	○	-
235	東京織物健康保険組合	東京都	○	○	○
236	東京紙商健康保険組合	東京都	○	○	○
237	東京貨物運送健康保険組合	東京都	-	-	○
238	東京機器健康保険組合	東京都	○	○	-
239	東京計器健康保険組合	東京都	-	○	-
240	東京化粧品健康保険組合	東京都	○	-	-
241	東京港運健康保険組合	東京都	○	○	-
242	東京広告業健康保険組合	東京都	○	○	○
243	東京実業健康保険組合	東京都	○	○	○
244	東京自動車サービス健康保険組合	東京都	○	○	○
245	東京証券業健康保険組合	東京都	○	○	-
246	東京スター銀行健康保険組合	東京都	-	○	-
247	東京都医業健康保険組合	東京都	○	-	-
248	東京都家具健康保険組合	東京都	-	○	-
249	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都	-	○	-
250	東京都自動車整備健康保険組合	東京都	-	○	-
251	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都	○	○	-
252	東京都食品健康保険組合	東京都	○	○	○
253	東京都土木建築健康保険組合	東京都	○	○	○
254	東京都ニット健康保険組合	東京都	-	○	-
255	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都	○	○	○
256	東京都報道事業健康保険組合	東京都	-	○	-
257	東京都木材産業健康保険組合	東京都	○	○	○
258	東京都洋菓子健康保険組合	東京都	○	-	○

259	東京不動産健康保険組合	東京都	-	○	-
260	東京文具販売健康保険組合	東京都	○	○	○
261	東京薬業健康保険組合	東京都	○	○	○
262	東芝健康保険組合	神奈川県	-	○	-
263	東武鉄道健康保険組合	東京都	-	○	-
264	東北薬業健康保険組合	宮城県	○	○	○
265	トータルビューティー健康保険組合	京都府	○	○	○
266	徳洲会健康保険組合	大阪府	○	○	○
267	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備 支援機構健康保険組合	東京都	○	○	○
268	(独)都市再生機構健康保険組合	神奈川県	○	○	○
269	栃木県トラック健康保険組合	栃木県	-	○	-
270	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県	○	○	○
271	豊田合成健康保険組合	愛知県	○	○	○
272	豊田自動織機健康保険組合	愛知県	○	○	○
273	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県	○	○	○
274	ナオリ健康保険組合	愛知県	○	○	○
275	長野県卸商業団地健康保険組合	長野県	-	○	-
276	長野県機械金属健康保険組合	長野県	-	○	-
277	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県	-	○	-
278	長野県農業協同組合健康保険組合	長野県	○	○	○
279	名古屋木材健康保険組合	愛知県	○	○	○
280	名古屋薬業健康保険組合	愛知県	○	○	○
281	南都銀行健康保険組合	奈良県	○	○	○
282	西川ゴム工業健康保険組合	広島県	○	○	○
283	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府	○	○	○
284	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府	-	○	-
285	ニチアス健康保険組合	東京都	○	○	○
286	ニチレイ健康保険組合	東京都	-	○	-
287	日工健康保険組合	兵庫県	○	-	○
288	日産自動車健康保険組合	神奈川県	○	○	○
289	日清オイリオグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
290	日新製鋼健康保険組合	東京都	○	○	○
291	ニッセイ・ウェルス生命健康保険組合	東京都	-	○	-

292	日東電工健康保険組合	大阪府	○	-	○
293	日本アイ・ビー・エム健康保険組合	東京都	○	○	○
294	日本板硝子健康保険組合	大阪府	○	○	○
295	日本金型工業健康保険組合	東京都	-	○	-
296	日本原燃健康保険組合	青森県	-	○	-
297	日本触媒健康保険組合	大阪府	○	○	○
298	日本信号健康保険組合	埼玉県	-	○	-
299	日本製鉄健康保険組合	東京都	○	○	○
300	日本製粉健康保険組合	東京都	○	○	○
301	日本赤十字社健康保険組合	東京都	-	○	-
302	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都	○	○	○
303	日本道路健康保険組合	東京都	○	○	○
304	日本年金機構健康保険組合	東京都	○	-	○
305	日本ハウスホールディングス健康保険組合	岩手県	-	○	-
306	日本ハム健康保険組合	大阪府	○	○	○
307	日本放送協会健康保険組合	東京都	-	○	-
308	日本マクドナルド健康保険組合	東京都	○	-	-
309	日本ユニシス健康保険組合	東京都	-	○	-
310	農林中央金庫健康保険組合	東京都	○	○	○
311	野村健康保険組合	大阪府	○	○	○
312	野村證券健康保険組合	東京都	○	○	○
313	パイロット健康保険組合	東京都	○	○	○
314	博報堂健康保険組合	東京都	○	○	○
315	長谷工健康保険組合	東京都	○	○	○
316	パナソニック健康保険組合	大阪府	○	○	-
317	パレット健康保険組合	東京都	○	○	○
318	万代健康保険組合	大阪府	○	○	○
319	バンテック健康保険組合	神奈川県	○	○	○
320	バンドー化学健康保険組合	兵庫県	○	○	○
321	東日本電線工業健康保険組合	東京都	○	○	○
322	東淀川健康保険組合	大阪府	○	○	○
323	日野自動車健康保険組合	東京都	○	○	○
324	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県	○	○	○
325	ヒロセ電機健康保険組合	東京都	-	○	-

326	ファナック健康保険組合	山梨県	○	○	○
327	不二サッシ健康保険組合	神奈川県	○	○	○
328	富士通健康保険組合	神奈川県	-	○	-
329	富士電機健康保険組合	東京都	-	○	-
330	フジパングループ健康保険組合	愛知県	-	○	-
331	富士フィルムグループ健康保険組合	神奈川県	-	○	-
332	不二家健康保険組合	東京都	○	○	○
333	双葉電子健康保険組合	千葉県	○	○	○
334	不動テトラ健康保険組合	東京都	-	○	-
335	フランスベッドグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
336	ブリヂストン健康保険組合	東京都	○	-	-
337	古河電工健康保険組合	神奈川県	○	○	○
338	ベイシアグループ健康保険組合	群馬県	○	○	○
339	平和堂健康保険組合	滋賀県	○	○	○
340	ベネッセグループ健康保険組合	岡山県	○	○	○
341	法政大学健康保険組合	東京都	○	○	○
342	法令出版健康保険組合	長野県	-	○	-
343	ポーラ・オルビスグループ健康保険組合	東京都	○	○	○
344	北海道医療健康保険組合	北海道	○	○	○
345	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道	○	○	○
346	北海道通運業健康保険組合	北海道	-	○	-
347	北海道農業団体健康保険組合	北海道	○	○	○
348	ボッシュ健康保険組合	埼玉県	-	○	-
349	保土谷化学健康保険組合	東京都	○	○	○
350	マーレエレクトリック健康保険組合	静岡県	-	○	-
351	前田道路健康保険組合	東京都	○	○	○
352	マキタ健康保険組合	愛知県	○	○	○
353	マツダ健康保険組合	広島県	-	○	○
354	丸八真綿健康保険組合	神奈川県	○	○	○
355	三重県自動車販売健康保険組合	三重県	-	○	-
356	三重県農協健康保険組合	三重県	○	○	○
357	巴川製紙所健康保険組合	静岡県	○	-	○
358	ミサワホーム健康保険組合	東京都	○	○	-

359	三井E & S 健康保険組合	千葉県	-	○	-
360	三井化学健康保険組合	東京都	○	○	○
361	三井住友海上健康保険組合	東京都	-	○	-
362	三井住友銀行健康保険組合	東京都	-	○	-
363	三井物産健康保険組合	東京都	○	○	○
364	ミットヨ健康保険組合	神奈川県	-	○	-
365	ミツバ健康保険組合	群馬県	○	○	○
366	三菱化工機健康保険組合	神奈川県	-	○	-
367	三菱瓦斯化学健康保険組合	東京都	○	○	○
368	三菱自動車健康保険組合	東京都	○	-	○
369	三菱重工健康保険組合	東京都	-	○	-
370	三菱電機健康保険組合	東京都	-	○	-
371	三菱電機ビルテクノサービス 健康保険組合	東京都	○	○	○
372	三菱マテリアル健康保険組合	東京都	-	○	-
373	ミネベアミツミ健康保険組合	長野県	-	○	-
374	村田製作所健康保険組合	京都府	-	○	-
375	明治グループ健康保険組合	東京都	-	-	○
376	メイテック健康保険組合	東京都	-	○	-
377	明電舎健康保険組合	東京都	-	○	-
378	名糖健康保険組合	東京都	-	○	-
379	持田製薬健康保険組合	東京都	○	○	○
380	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県	○	○	○
381	森永健康保険組合	東京都	-	○	-
382	ヤクルト健康保険組合	東京都	-	○	-
383	安川電機健康保険組合	福岡県	○	○	○
384	安田日本興亜健康保険組合	東京都	-	○	-
385	ヤマサ健康保険組合	千葉県	○	○	○
386	ヤマトグループ健康保険組合	東京都	-	○	-
387	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県	○	○	○
388	雪印メグミルク健康保険組合	東京都	-	○	-
389	雪の聖母会健康保険組合	福岡県	○	○	○
390	ユニーグループ健康保険組合	愛知県	-	○	-
391	ユニチカ健康保険組合	大阪府	-	○	-

392	横河電機健康保険組合	東京都	○	○	○
393	横河ブリッジホールディングス 健康保険組合	千葉県	○	○	○
394	横浜銀行健康保険組合	神奈川県	-	○	-
395	横浜港運健康保険組合	神奈川県	○	○	○
396	横浜港湾健康保険組合	神奈川県	-	○	-
397	横浜ゴム健康保険組合	東京都	-	○	-
398	吉野工業所健康保険組合	東京都	○	○	○
399	読売健康保険組合	東京都	○	○	○
400	楽天健康保険組合	東京都	○	○	○
401	リクルート健康保険組合	東京都	-	○	-
402	理研健康保険組合	東京都	○	○	○
403	リコー三愛グループ健康保険組合	東京都	○	-	-
404	レナウングループ健康保険組合	東京都	-	○	-
405	レンゴー健康保険組合	大阪府	○	-	-
406	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都	○	○	○
407	ワールド健康保険組合	兵庫県	-	○	-
408	早稲田大学健康保険組合	東京都	○	○	-

○ 国民健康保険組合

免除

	国保組合名	所在地
1	中央建設国保組合	東京都
2	宮城県歯科医師国保組合	宮城県
3	宮城県医師国保組合	宮城県
4	宮城県建設業国保組合	宮城県
5	福島県医師国保組合	福島県
6	茨城県歯科医師国保組合	茨城県
7	栃木県医師国保組合	栃木県
8	群馬県医師国保国保組合	群馬県
9	群馬県歯科医師国保組合	群馬県
10	埼玉県医師国保組合	埼玉県
11	埼玉県歯科医師国保組合	埼玉県
12	埼玉県薬剤師国保組合	埼玉県

13	関東信越税理士国保組合	埼玉県
14	埼玉土建国保組合	埼玉県
15	千葉県医師国保組合	千葉県
16	東京食品販売	東京都
17	東京美容国保組合	東京都
18	東京建設職能国保組合	東京都
19	東京土建国保組合	東京都
20	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
21	全国板金業国保組合	東京都
22	全国建設工事業国保組合	東京都
23	全国土木建築国保組合	東京都
24	神奈川県医師国保組合	神奈川県
25	神奈川県歯科医師国保組合	神奈川県
26	神奈川県食品衛生国保組合	神奈川県
27	神奈川県薬剤師国保組合	神奈川県
28	神奈川県建設業国保組合	神奈川県
29	神奈川県建設連合国保組合	神奈川県
30	長野県医師国保組合	長野県
31	長野県建設国保組合	長野県
32	静岡県医師国保組合	静岡県
33	静岡県歯科医師国保組合	静岡県
34	静岡県建設産業国保組合	静岡県
35	愛知建設連合国保組合	愛知県

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

岩手県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕 (☆) 介護保険のみ
大船渡市、久慈市 (☆)、陸前高田市、釜石市、大槌町、普代村 (☆)、野田村 (☆)、洋野町 (☆)

〔上記以外〕
全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

宮城県 対象保険者（令和2年2月以降）

[国保・介護保険] (※) 国保のみ (☆) 介護保険のみ

仙台市(☆)、気仙沼市、白石市(※)、名取市、角田市(※)、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町(※)、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、美里町、南三陸町(※)

[上記以外]

後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福島県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ

福島市（☆）、郡山市、いわき市（☆）、白河市、須賀川市、喜多方市、田村市（☆）、南相馬市、伊達市（☆）、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町（☆）、磐梯町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村（※）、矢吹町、棚倉町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町（※）、楡葉町、富岡町（☆）、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

〔上記以外〕

全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

茨城県 対象保険者（令和2年2月以降）

[国保・介護保険] (※) 国保のみ (☆) 介護保険のみ

日立市、土浦市、古河市 (※)、石岡市、結城市 (※)、常総市 (☆)、常陸太田市、高萩市、北茨城市、茨城町 (※)、常陸大宮市、大子町、神栖市 (☆)、八千代町 (☆)、守谷市、つくば市、ひたちなか市、坂東市 (※)、筑西市 (※)、かすみがうら市、桜川市、鉾田市 (※)

[上記以外]

全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

栃木県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町、那須烏山市、小山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、壬生町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

群馬県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ

前橋市、高崎市、桐生市、太田市（※）、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、神流町、上野村、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、玉村町、千代田町、大泉町、邑楽町（※）、みなかみ町、みどり市、東吾妻町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

埼玉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（☆）介護保険のみ

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町（☆）、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

千葉県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ
千葉市（※）（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、旭市（※）、市原市（※）、鴨川市（※）、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市（☆）、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、横芝光町、大多喜町、鋸南町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

東京都 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕（※）国保のみ （☆）介護保険のみ
大田区、世田谷区（☆）、北区、板橋区、練馬区、八王子市、立川市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市（※）、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

神奈川県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

新潟県 対象保険者（令和2年2月以降）

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

山梨県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕

富士吉田市、都留市、韭崎市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、身延町、南部町、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

〔上記以外〕

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者（令和2年2月以降）

[国保・介護保険] (※) 国保のみ (☆) 介護保険のみ

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市(※)、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村(※)、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町(※)、高山村、山ノ内町、木島平村(☆)、飯綱町

[上記以外]

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（**令和2年3月末まで**）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

静岡県 対象保険者（令和2年2月以降）

〔国保・介護保険〕
伊豆の国市、函南町

〔上記以外〕
後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。